

三島工業団地ニュース

No.13 令和3年11月1日

Vol.43 三島工業団地協同組合

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっています。過労死等は本人や家族のみならず企業や社会にとっても大きな損失です。過労死等防止の対策を推進し、仕事と生活を調和させ(ワークライフバランス)、過労死等のない健康で充実して働き続けることのできる企業や社会を実現させましょう。

「過労死等」とは？

- ・業務における過重な負荷による脳・心筋疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患・精神障害

「長時間労働」は過労死等の大きな原因です。

長時間の過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も大きな要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患との関連性が強いことが証明されています。具体的には月45時間を超える時間外・休日労働は健康障害のリスクが高まると言われています。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適切に把握し、次の措置を講じましょう。 (以下、厚生労働省資料より抜粋)

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。